

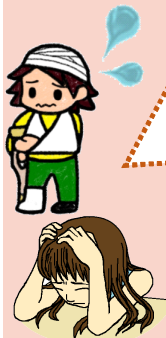
～北海道警察からのお知らせです～

社会に広げよう犯罪被害者等支援の輪

犯罪被害者週間

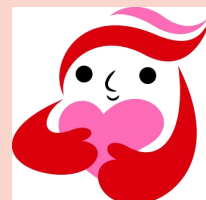
11月25日(火)から12月1日(月)まで

11月25日は、「北海道犯罪被害を考える日」です



犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害だけではなく、周囲からの無責任な噂や捜査・公判・マスコミの取材等による精神的負担、医療費等の経済的負担といった二次的被害に苦しむことが多くあります。
犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるよう、様々な機関・団体や地域住民など社会全体で犯罪被害者等を支える活動が求められています。

「あなたはひとりじゃない。」
社会全体で犯罪被害者等を支えていくことができる支援の輪を広げていきましょう。



＜令和7年度犯罪被害者週間標語＞

わたしにも できる支援が ここにある

1 犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底

社会に広げよう犯罪被害者等支援の輪

【性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」の周知】

わいせつ被害や痴漢で悩んでいる方、家族・知人が被害に遭われて悩んでいる方、「相談したいけれど、警察署には行きづらい」と迷っている方。

まずは、性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」にお電話ください。

あなたの心（ハート）に寄り添い、あなたの声をしっかりと受け止めます。

北海道内からダイヤルすると、発信された地域を管轄する警察本部（方面本部）の性犯罪被害相談窓口につながります。（24時間対応）

電話回線によっては、「#8103」につながらない場合がありますので、その際は

0120-756-310（性犯罪被害110番、通話料無料）

にお電話ください。

【犯罪被害者等への理解】

自分自身が犯罪被害に遭う。自分の大切な人が犯罪被害に遭う。

あなたは、そのようなことを考えたことがありますか？

犯罪被害者等は、直接的なダメージのみならず、被害後も

- 被害のトラウマによるフラッシュバック
- 被害によるパニック障害、睡眠障害等の発症
- 生活の立て直しや医療費などの経済的負担
- 周囲の人からの心ない言動による二次的被害

など、様々な問題を抱えながら苦しんでいることが少なくありません。

犯罪被害者等が受けた被害の軽減、回復には、周囲の方の理解や共感、配慮及び協力がとても大切です。

社会全体で犯罪被害者等を支えていくことができる支援の輪を広げていきましょう。

【犯罪被害者等のための各種相談窓口の積極的利用】

警察では、事件や事故の被害に遭われた方、家庭内暴力、ストーカー、お子さんのいじめ問題などで悩んでいる方の相談を受け付けています。

また、事件や事故による心の傷が癒やされずに悩んでいる方のために、民間の被害者相談窓口のカウンセラーがあなたの話をお聞きします。

一人で悩まずに、まずはご相談ください。

＜警察相談電話＞

- ◇ 性犯罪被害110番 #8103（ハートさん）
 ※ #8103（ハートさん）につながらない場合
 フリーダイヤル 0120-756-310
- ◇ 少年相談110番
 フリーダイヤル 0120-677-110
- ◇ 暴力団相談電話 011-222-0200
- ◇ 道警相談センター #9110

＜民間被害者相談電話＞

- ◇ 北海道被害者相談室（札幌） 011-232-8740
- ◇ 函館被害者相談室 0138-43-8740
- ◇ 北・ほっかいどう被害者相談室（旭川） 0166-24-1900
- ◇ 釧路被害者相談室 0154-24-6002
- ◇ オホーツク被害者相談室（北見） 0157-25-1137
- ◇ 性暴力被害者支援センター北海道（SACRACH） 0120-8891-77
- ◇ 函館・道南SART（性暴力被害対応チーム） 0138-85-8825

【犯罪被害給付制度の周知徹底】

犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族や、重傷病を負い、又は後遺障害が残った犯罪被害者の方に対して、国が給付金を支給する制度です。

法律により給付金を受けることができる方や申請の期間・方法が定められていますので、詳しい内容については、警察本部又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

令和7年11月

北海道警察北見方面本部